

新たなミュージアムの開設地に係る協議に関する覚書

川崎市（以下「甲」という。）と小田急電鉄株式会社（以下「乙」という。）は、平成16年11月に「向ヶ丘遊園跡地に関する基本合意書」、平成28年11月に「『小田急沿線まちづくり』の連携・協力による包括連携協定」を締結し、川崎市北部エリアにおける小田急線沿線地域の暮らしやすい沿線まちづくりの実現を目指して、連携協力してきた。

こうした中、甲は、令和5年5月に「新たなミュージアムに関する基本構想」を策定し、新たなミュージアムの開設候補地として生田緑地ばら苑隣接区域（川崎市多摩区長尾2丁目地内）を選定した。その後、当該地が乙の向ヶ丘遊園跡地利用計画の区域に隣接していることから、令和5年8月に「新たなミュージアムの開設候補地に係る協議に関する覚書」を締結し、通行ルート等に関する調査・検討等を進めてきたところである。

今般、調査・検討等の結果を踏まえ、令和7年2月に甲が「新たなミュージアムに関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、生田緑地ばら苑及び周辺区域再整備エリアを開設地と位置づけたことから、開設地までの通行ルート等の確保に向けた甲乙間の協議を進めるに当たり、「新たなミュージアムの開設地に係る協議に関する覚書」（以下「本覚書」という。）を次の通り締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、乙所有土地内における生田緑地ばら苑及び周辺区域再整備エリアへの通行ルート等の確保に向けた協議を行うための基本事項を定めることを目的とする。

（情報交換）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、適宜、必要な情報交換を行うものとする。

（協議位置及び範囲）

第3条 本覚書に基づく協議の対象位置及び範囲は別紙1とする。

（協議後の対応）

第4条 通行ルート等の確保検討の結果、通行ルートの工事施行が決定した場合には、甲乙協議の上、別途施行協定等を締結して必要な事項を定めるものとする。

（協議事項等）

第5条 甲及び乙は、通行ルート、インフラ設備（雨水・排水等）及び交通対策、その他の相互に関連・影響する事項について、協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、本覚書に基づく協議について、別紙2に定める方針を基本とし進めるものとする。

3 甲及び乙は、本覚書に基づく協議に当たっては、基本計画及び向ヶ丘遊園跡地利用計画の相乗効果により、登戸・向ヶ丘遊園エリアにおいて、個別では創出できない価値や魅力の向上、賑わいの創出、効率化等、市民や地域にとってよりよいものとなるよう努めるものとする。

(期限)

第6条 本覚書の有効期限は、本覚書の締結日から第4条に定める施行協定を締結するときまで、又は、通行ルート等の確保が難しいと甲乙が判断し書面により合意したときまでとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本覚書に基づき知り得た相手方の機密を厳に秘密として保持し、第三者に開示・漏洩してはならない。

(その他)

第8条 本覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して処理するものとする。

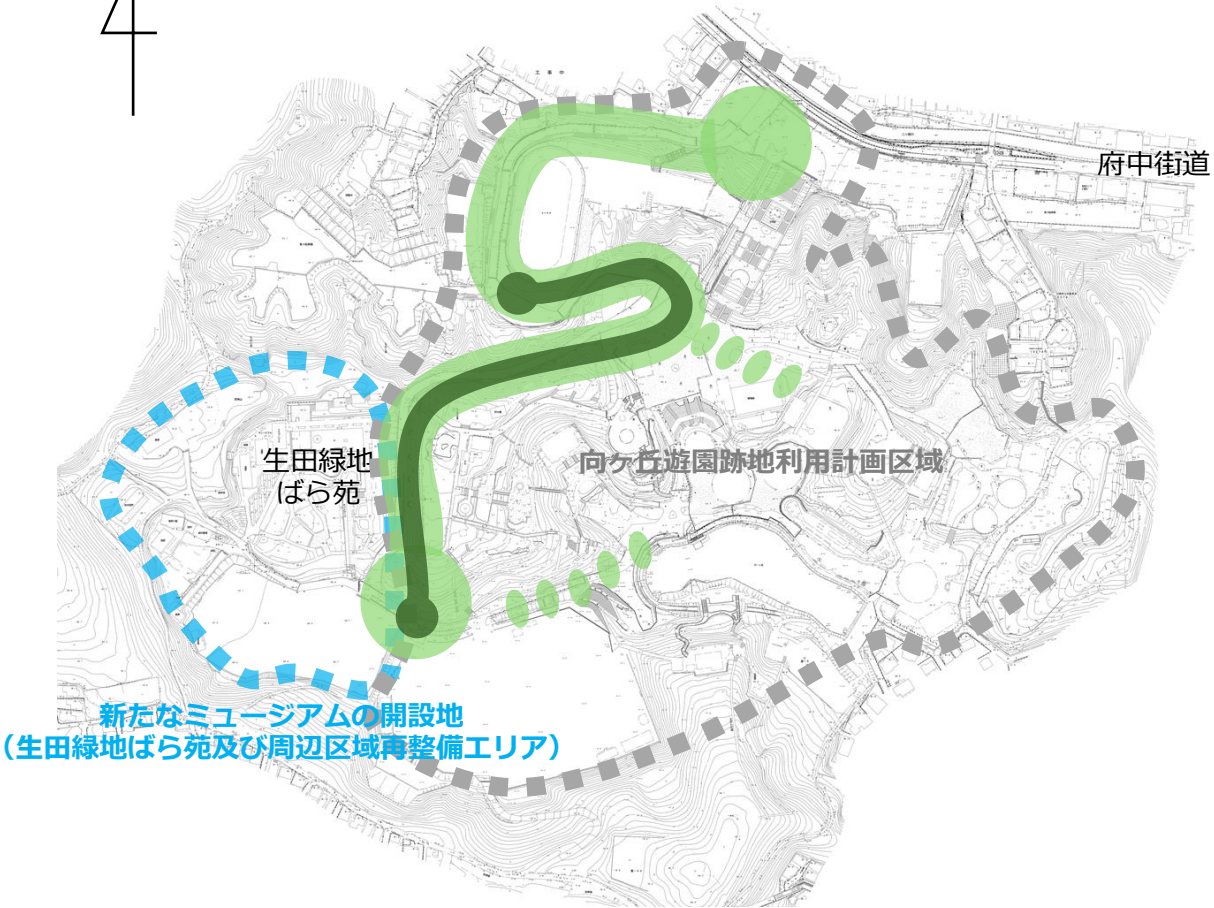
本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各々記名押印の上、各々その1通を保有するものとする。

令和7年3月27日

甲 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 福田紀彦

乙 東京都渋谷区代々木二丁目28番12号
小田急電鉄株式会社
取締役社長 鈴木 滋

4



「協議の対象位置及び範囲」の概要

-  : 通行ルート（現時点想定）
-  : 新たに道路として必要な範囲（現時点想定）
-  : インフラルート（現時点想定）

①基盤整備（通行ルート、インフラ設備）の実施が決定した場合の費用負担

	甲負担 (川崎市)	乙負担 (小田急電鉄)
用地費	通行ルート等の確保に伴い 新たに道路として必要な範囲	—
工事費	通行ルート等の確保に伴い 新たに整備が必要な範囲 (道路整備関連、インフラなど)	左欄の範囲以外
設計費	通行ルート等の確保に伴い 新たに設計が必要な範囲	0 %
維持管理費	甲の用地の施設	乙の用地の施設

②交通対策に関すること

- 交通対策・利便性向上に向けて連携して取り組むものとする。

③その他の相互に関連・影響する事項に関すること

- 環境面への配慮や生田緑地の価値・魅力向上に向け連携して取り組んでいく。